**⑪　安全保障協力**

**Ⅰ．集団安全保障の理論**　　モーゲンソー『国際政治』（原書1978年）第24章

平和の【不可分】性　「一国家は全国家のために，全国家は一国家のために」

→モットーの元で行われる制度

→All for one, one for all みたいなやつ

→国家の侵略

→平和の不可分性、違法

→ルールを弱めることになってしまう

→勢力均衡のバランスは崩れやすい

→同盟関係は硬直的になっている

→第一次世界大戦

→国際紛争　→　勢力均衡がいけない

→国際社会は限界がある

→国際連盟もうまくいかない

→国際連盟　→　改良版みたいなものが作れる

→限界がある

→集団安全保障は3つの前提が必要になってくるう

１．戦争防止の為の装置として機能するための三つの仮説　実現可能性は低い

　①【いかなる】潜在的侵略者ないし侵略者の連合に対しても、圧倒的な【力　】をいついかなるときにも【　糾合(一つにすること)　】することができる。

→

②結合する諸国家は、【　　　安全保障　】について同じ【　　考え方　】をもっている。

③これらの国家は、相対立する政治的利害を【　共通善　　】に従属させることができる。

→軍事的に抜きん出ていること、

→アメリカ軍に勝つことができない

→アメリカに制裁することができんの？？？？？

→連合

→日本のような国がルールを破ったらどうする

→4年も戦って勝利に結びつけることができた

→共通善、国際社会全体の利益に従属することができるのか問題

→目的→現状を守るということ

→

２．集団安全保障が失敗する理由

　①目的：領土的【　　現状の維持　　　】　1919年の平和条約　主な受益国は【フランス】と同盟国

フランスにとって有利で、ドイツにとって不利であるということ

→

　　【　帝国主義　　　】国と【　　　現状維持　】国との対抗関係　権力政治の継続　後者の復活

→対抗関係

→WW2につながる

→PowerPoliticsが実現してしまう

→力を使って現状を変更したい

→現状に不満な国がある、そう行った国が力を持っている

　②第【3　】の仮説が実現せず　利益(各国家の利益、国益)の衝突が続く　集団安全保障の完全実施は無理

【　力】と【　利益　】の状況に関わりなく、あらゆる侵略に対して集団的措置を命じる

国家的利益・国家的【利己】主義、国家の利益を考えるため、無理しないという利点がある　⇔　超国家的利益・【　　自己犠牲　　】の精神、今の国際政治の国家にはなかなか求めることはできない

→侵略国に制裁を加えよう

→日本はどうするの？

→国際社会との関係が重要になってくる

→文献的な性格を国際社会は持っている

３．集団安全保障の逆説

現状【維持】国と現状【反対】国との間の力の配分　前者が圧倒的に有利ではない場合

抑止が弱まる。局地的抗争を世界的抗争に変容　戦争の【不可分】性

→集団安全保障を徹底的にやる場合

→実際にはならない、自国の利益に反すると考えたら、みんなやらない

1. イタリア・【　　　　エチオピア　】戦争：英仏　軍事的制裁せず　伊を独の陣営へ

→戦間期の唯一の例

→イギリスとフランスが反対で中止、制裁は経済のみで、石油とかはなかった

→中途半端、何もかわらない

→イタリアをドイツの陣営に追い込んでしまった

→ドイツの陣営に追い込んでしまった

→めっちゃ逆効果

→一度も発動されることはなかった

→国際連盟の規約では制裁は各国が決めようということになった

1. 【　朝鮮　】戦争：米－軍隊のほぼ９割提供(そして韓国) 多くの国は不参加　利益・力の欠如

　中国の介入後は伝統的な戦争に　米中の利益から戦争の限定化

→これは、休戦状態

→ソ連が安全保障理事会に欠席していた

→集団安全保障の発動が運良く行われた

利益を感じなかった

→参加するのに十分な力はなかった

→利益と力は無視して集団安全保障を行なっていた

→38度線付近で膠着状態が続く

→利益の観点が、、、、、、

中国は原爆を持っていなかった

**Ⅱ．集団安全保障と集団防衛**　　Arnold Wolfers, *Discord and Collaboration*, 1962.

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **対象** | **地理的限定** | **関連項目** |
| **集団安全保障** | 侵略行為をした全国家  同盟国・友好国を含む | なし | 国際連盟（規約16条）  国際連合（憲章41/42条） |
| **集団防衛**  **Collective defence** | 特定の脅威国 | あり | 同盟、集団的自衛権（憲章51条） |

　類似性：名称、被攻撃者は自国の防衛力が他国の力により補完されることを期待

**協調**（collaboration）：将来の支援の約束（通常は相互的・軍事的）　⇔　孤立

ルールを違反した国

→それ以外で圧力をかけて攻撃するという構造

→違反国は許さねぇ

→裁判にかけたりなど、法的なアプローチが取られる

→自分も支援に向かう

なぜ同盟を組むのか→自分の利益に応じて組んでいる

→利益が変わってしまった、、、、

→国益に基づいている

→そこに利益があればほぼ確実に動くことになる

→自国の利益になる、利益とかは合致しない

→同盟関係というのは共通の利益(それぞれの国益)

**Ⅲ．国連平和維持活動（ＰＫＯ）**　　『白書』187

　基本原則：現地当事者の【　同意　】、【　中立　】性、および【　自衛　】目的に限定した武力行使

→より強制性が少ないPKO

伝統的な任務：【　停戦　】や軍の【　撤退　】などの監視　1988年ノーベル平和賞

　冷戦後の任務：武装解除の監視、治安部門の改革、【　選挙　】や行政監視(警察が出て行くことも多い)、【　難民　】帰還などの人道支援など、【　文民　】保護や平和【　構築　】などの任務の重要性が増している。

→日本の初めてはカンボジア、選挙をその時は警察が出動した

→その賞の元で

→より難しい任務が増えてきた

→日本の場合は自衛官は一人も無くなっていない

→後方支援でやって行った

→EX　輸送

なかなか発動できない

→拒否権があった

→拒否権が発動しやすかった、冷戦時代では

→紛争の平和的解決

→PKOは「6.5章」6章と7賞の間で記述される

　16の国連ＰＫＯのうち10が国連憲章第7章のもとで強力な権限

活動中の国連平和維持活動一覧　　図表（188頁）　【 128 】か国約【 11 】万人

→発展途上国としてはお金を出しているので、とてもありがたい

→国家の中で問題が起きている

→国連とアフリカ連合が合同してやっているものも

**Ⅳ．日本の取組**

**１．自衛権を行使できる地理的範囲**　　『白書』233

政府見解：【　　武力行使　　】の目的をもって【　武装　】した部隊を他国の【　　領土、　領海　、領空　　】に派遣するいわゆる海外【　派兵　】は、一般に、自衛のための【　　　　　必要最低限度　】を超えるものであり、憲法上許されない。　⇔**海外**【　派遣　】は憲法上許される。→武力行使の目的を持たない

→PKOに参加できない理由、第９条との関係がある

**２．国家安全保障戦略**　　『白書』237-238（463）

　基本理念：【　　国際協調主義　　】主義に基づく【　　　積極的平和主義　　】主義

　目標②③：アジア太平洋地域の、グローバルな安全保障【　環境　】の改善

地域の安定平和、国際社会の問題にも取り組まなければいけない

→安全保障の不可分性にも関係してくる

→同盟国の日本も標的になる可能性も無視できない

**３．日本の国際平和協力活動の変遷**　　『白書』405-411（図表）、533-537（資料）

【　湾岸　】戦争後、海自の【　掃海　】部隊をペルシャ湾へ派遣　　「人的貢献」の必要性

→自衛隊の海外派遣の始まり

→日本は130億ドルの資金援助をしている

→金だけではない、金だけだしているだけじゃだめ

→それでできたのが、、

1. **国際平和協力業務**　国連ＰＫＯなど　92年国際平和協力法　『白書』264-267

**参加5原則**：1)【　停戦　】の合意、2)紛争当事者の【同意】、3)【中立】的な立場の厳守

4)上記原則の不成立⇒部隊の【　撤収　】、5)武器の使用は要員の生命等の防護の【　　必要最小限度　　　　】　正当防衛や緊急避難に該当する場合のみ人への危害が許容される

15年法改正　駆け付け警護・安全確保業務　　イラク人道復興支援活動は次行に該当

【　　　国連連携　】**平和安全活動**：国連が統括しない人道復興支援や安全確保などの活動

②**国際緊急援助活動**海外の大規模な災害への対応　国際緊急援助隊法改正92年

※　2007年1月　国際平和協力活動　【付随】的な業務から【　　本来任務　　】

→政府としては積極的平和主義を目指している

1. **諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等**15年国際平和支援法　『白書』269

**国際平和**【　　共同対処　　】**事態**：国際社会の平和や安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従って共同して対処する活動のうち、日本が国際社会の一員として主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

**→その物には参加できないが、その後ろで後方支援活動が行われている**

現に【戦闘　　】行為が行われている現場では実施せず

→イラク戦争の時の輸送業務や、インド洋上での給油活動

→特別措置法により可能になった

質問コーナー

①湾岸戦争

→ペルシャ湾に自衛隊を派遣

→その時は法律がなかった、→調査という名目

→出したということ

→戦争が終わったから武力行使には繋がらないだろうというもの

→法案を準備していた

→うまくできなかった

→湾岸戦争

→湾岸地域にたくさんの船があった

→その写真がいくつの船が日本に来るのか、、、

→かなり数多くの船があった

→道徳として義務があった、日本の国益を重視した結果

1. 集団安全保障　→国際的には理想的ではない

→国益が守られるそういう方向に行かない方が

湾岸戦争→20カ国

日本が目立っていたのか、日本は第二位の経済大国

→石油の外注

→なんでそんな国がやらないの？

　→加えてアメリカの同盟国

→力あったからこその批判

→アメリカが利益を感じている

→アメリカの国益は国際秩序の利益

→積極的平和主義

→日本やアメリカ

→力がない

→利益を感じていても賛同できない

1. →元々の国際紛争は国家間の間
2. →今は内戦、武力集団の間